

官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会
第 16 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 16 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 19 年 7 月 12 日（木） 9:45～11:45

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

- 1．登記事項証明書交付等事務の民間競争入札に関する民間事業者からのヒアリング
 - ・大澤事務所(株)からのヒアリング
 - ・日本司法書士会連合会からのヒアリング
 - ・日本土地家屋調査士会連合会からのヒアリング

- 2．登記事項証明書交付等事務の実施要項の審議
 - ・外部委託の試行等について
 - ・本事業の民間競争入札に関するスケジュール、周知広報、引継ぎ等について
 - ・本事業の民間競争入札における入札参加資格等について

< 出席者 >

（委員）

樫谷主査、小林副主査、逢見委員、渡邊委員、佐藤専門委員

（大澤事務所(株)）

大澤代表取締役社長、横嶋東京支店長

（日本司法書士会連合会）

山口副会長、鯨井常務理事、小野寺事務局員

（日本土地家屋調査士会連合会）

松岡会長、下川副会長、瀬口専務理事、竹谷常務理事、山崎調査課長

（法務省）

團藤民事局総務課長、島田民事局付、紺野民事局総務課民事調査官、二宮民事局総務課補佐官、稲積民事局総務課係長

（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、徳山企画官

榎谷主査 ただいまから第16回入札監理小委員会を開催したいと思います。本日は法務省が実施する登記事項証明書交付等事務の民間競争入札に関する、民間事業者等からのヒアリング及び実施要項（案）の審議を行います。

はじめに民間事業者等からのヒアリングを行います。

本日は、「大澤事務所（株）」、「日本司法書士会連合会」、「日本土地家屋調査士連合会」にお越しいただいておりますので、最初に大澤事務所（株）のヒアリングからはじめることといたします。

大澤事務所（株）からは、昨年の意見募集で、登記業務（乙号業務）の市場化テストについてご提案をいただいております。法務省が入札を実施するにあたって、民間事業者としての立場から、ご意見やご要望等について説明いただきまして、その後意見交換を行いたいと思います。それではよろしく願いをいたします。

大澤社長 よろしく願いいたします。私どもが今回の入札に参加した経緯ですが、私どもは10年前より金融機関等の謄本の取付けの代行業務をやっております。私どもは全国の法務局を対象に、お客様からの依頼に基づいて謄本を取得する業務を行っており、登記業務は行っておりません。その取扱件数は、1か月約20万件に達します。

今回、法務局の登記事項証明書等に係る業務が市場化テストの対象になり、民間開放される運びとなり、私どもが参加できるかどうかを社内で検討いたしました。その結果、私どもならば業務経験を活かした、お客様の視点に立ったより良いサービスを提供できると考え参加の意思表示をいたしました。

私どもが是非お願いしたい点としまして、私ども一民間企業では、すでに実績のある財団法人民事法務協会とでは力の差がかなりあります。入札にあたっては参加資格基準と提案書等で審査されるのですが、規模の大小にかかわらず会社そのものの中身をみていただき、審査していただきたいと思っております。弊社は監査法人等の監査を以前より受けており、また情報セキュリティの国際規格であるISMS認証を取得するなど、取引先からも大きく信頼されております。しかし、例えば参加資格に法務局OB等の経験者や法務局の職員の方が何人入っているかということが条件になってしまいますと、どうしても民事法務協会と比較しハンディーがあります。そのために入札に参加できないということではとても残念ですので、是非、こうしたハンディーを考慮していただいた上で、私ども民間企業にも業務委託のチャンスを与えていただきたいと思います。

引継期間のことですが、私どもでは引継期間は2ヶ月程度必要と考えております。

次に、創意工夫の点に関しですが、例えば窓口に来られる方の中には、住居表示や地番等の意味も分からない方もたくさんいらっしゃいます。現状では、地番や家屋が不明の場合、ある法務局ではそれを探してくれるが、ある法務局では「不明」で突き返されるなど、全国で統一された一定のルールがありません。こうした場合、例えば住居表示しか分からない場合は、公図等を利用して調べる必要があることなどを説明し、地番・家屋を見つけるのを手伝うなど、利用者の視点に立ったより利便性の高いサービスを提供していきたい

と思っております。

また、弊社では、個人情報保護を非常に重視しております。その観点より弊社ではISMSという情報セキュリティの資格を以前より取得しております。その適用範囲は弊社で業務を行っているすべての職員が対象となっており、必要に応じて研修なども行っております。弊社では、業務上、情報セキュリティ保護を最重要と考えており、「登記事項証明書交付等」の業務に関しましても、この点を重視し、お客様の利便性を向上させると共に、情報セキュリティ保護を徹底することで安全性を確保し、お客様から信頼されるよう、業務上の創意工夫をしていく次第です。

以上です。よろしく申し上げます。

榎谷主査 ありがとうございました。何かご質問がございましたら申し上げます。

櫻井参事官 事務局からよろしいですか。

榎谷主査 どうぞ。

櫻井参事官 引継期間2か月とおっしゃっているのは、どこから2か月というふうに考えておられるのか、事業開始までの2か月だと思えるのですけれども、入札で落札者が決定してからという意味でしょうか。

大澤社長 入札してからです。

櫻井参事官 入札の結果が分かってから2か月ですか。

大澤社長 そうです。

櫻井参事官 その間にリクルートなんか、人の手配なんかをされます。

大澤社長 人数をその間に確保しようかという意味はありません。

櫻井参事官 今いらっしゃる職員の方で対応すると。決まれば直ちに職員の方を張り付けて引き継ぎに入れるということですね。

大澤社長 そうです。

櫻井参事官 逆に、例えば仮定の例ですけれども、そもそも中には業者によっては、それから人の確保をされるという場合があるかと思えますけれども、そうするともっと時間がかかりませんか。

大澤社長 業務にあたる職員は何も知らない未経験の職員ではなくて、臆本の知識等、個人情報の教育等全部終わっている職員で初めから臨むつもりです。

櫻井参事官 それでも2か月ですか。

大澤社長 何分初めてのことで、二ヶ月必要と考えております。

櫻井参事官 ありがとうございました。

榎谷主査 何か他にありますか。

渡邊委員 差し支えない範囲で教えていただきたいのですけれども、経験のあるというか、使えるというか、即戦力になる、実際に御社で作業にあたるような人員というか、それは新規に採用して、ある程度中で教育をした後初めて戦力として使えるのか、あるいは、例えば法律事務所でいうと、パラリーガルのような存在のある程度リソースというか、

母体というか、それなりのバックグラウンドを持った人たちが存在して、そういう人を引き抜くという形であれば、即戦力として使っていいのか、そのあたりを教えていただきたいのですが。

大澤社長 今、私どもの会社では、職員等が700名ほどおります。業務は弊社の職員で行うつもりです。業務の中核には専門的な知見を有する職員も必要と考えますが、現在の弊社の職員でできると考えております。

渡邊委員 そうすると今、御社の中において、すぐ使えるということですかね。実際この業務を受けられたら、すぐ即戦力になる従業員の方はある程度新規で採用した中で教育をされた上でやらなければいけないのか、教育自体が不要なのか、あるいはどこから引き抜いて来るという形で手当てすることができるのか、ちょっとそのあたりを教えていただくとありがたいです。

大澤社長 当然難しい業務もあるかと思いますが、そうした場合は専門的な知見者が担当すればよく、通常の業務はそこまでの知識がない職員でも十分に対応できるものと考えております。また、弊社の職員は臆本の知識があり、教育もできておりますので、引き抜く等で業務を行うことは考えておりません。

逢見委員 関連なのですが、入札に参加するところで、今おそらくハンディーとして考えているのは実務経験者、管理経験者の配置というところだと思うわけですが、それは今の法務省が民間開放しようとしている乙号業務について、基本的にはそういった経験者は要らないという認識ということなのですか。

大澤社長 今年の4月分からの一部法務局では窓口業務の入札が行われ開放されました。提出する提案書の中に、かなりのレベルの経験者を記入するよう求められておりました。当然そうした人物は必要だとは思いますが、どうも会社としての審査ではなくて、どういう人を記載しているのかが重要になっているように思えたのです。審査の対象は、そういった人物が記載されているかではなく、会社そのものをみて判断していただきたいと思っております。

逢見委員 つまり会社として、組織として、その中にそういう知識経験を持っている人がいれば良いという意味ですか。

大澤社長 はい。

逢見委員 ありがとうございました。

小林副主査 関連しているのですが、専門性といったところで、ここでは、業務のプロセスとして受付から交付までという間で、もちろん今外郭団体になっているところもありますけれども、重要なポイントとしては、交付の時点で誤ったものが出ないかとか、正確にちゃんと求めているものが出ているかとか、いろんなチェックをしなければいけないじゃないですか。だから会社として、そういう経験のある人というのがあるとしても、その法務局にそのプロセスに適切な能力の人が充てられるかどうかということが審査の対象になるかと思うのですね。そういう意味で、プロセスのポイントのところ、ここで

はかなりきつい要件になっていますけれども、そういう資格のある人、経験のある人が充てられるかどうかといった点についてはどうですか。

大澤社長 弊社では、司法書士の資格を持っているクラスの職員は、登録・未登録は別として、当然大丈夫です。しかし、法務局を辞めた方、法務局の実務経験者が必要になると、そうした職員を確保するのは簡単ではありません。

小林副主査 大澤事務所様としては、今まで取得業務はやっていたということですね。

大澤社長 そうです。

小林副主査 多分訴訟かなんかがあったところでは、閲覧したときにいろんな違法な、金融だとか何かそういう監視業務みたいなものもあるじゃないですか。だから、そういった意味で非常に適正な業務の維持という観点からは、全く今まで民事法務協会がやってい以上にプロセスがかなり業務も広範にわたるわけなので、それを先ほど2か月というふうにおっしゃっていましたが、2か月の間で一連のプロセスを十分に適正に行うということについては、御社としては十分にできているのでしょうか。

大澤社長 この範囲であれば大丈夫だと思っております。

小林副主査 御社のような業務をおやりになっている会社であれば、ここにお書きいただいているように、民間企業でも十分請け負える事務分野であるというふうにお書きになっていますけれども、そういう意味でしょうか。

大澤社長 登記の取得代行という業界は、とても小さな業界ですし、同業すべての会社が今回の業務を担えるレベルにあるとは思っておりません。会社が規模的に小さ過ぎるところも多く、ある程度、1社、2社、3社ぐらいはできるかもしれませんが、今回の業務は代行業務をやっていたからといってできるものとは思っておりません。

小林副主査 民間企業でも十分に請け負えるといったところの意味は、その民間企業の中にもやっぱり専門性を要求されるという意味合いですか。

大澤社長 そうです。全く知識のない人材派遣目的の会社が、この業務を行うのは難しいと思います。また、こうした人材派遣会社が、全くゼロからそこからやるのであれば、2か月の引継期間では足りないと思います。

小林副主査 コスト的にはどうでしょう。研修2か月間でいろいろトレーニングというか、研修するとか、ある程度定形的な業務の部分とそうではない部分についての能力開発をしなければいけないというか、スキルを開発しなければいけないといった部分でコストがかかる。その分やはりコスト高になってしまうというような懸念はないですか。

大澤社長 弊社が、今年2月の参入を見合わせた理由に、必要となるコストがはっきりしない点がありました。今回は一度金額等が開示されており、シミュレーション等をしておりますので、コスト的な問題はないと理解しております。

佐藤専門委員 情報の開示に関して、民事法務協会から一定の情報の開示を受けたいという部分で、業務範囲とか業務量とか、個数とか処理時間とか作業の難易度とか、そういったものがあれば、ある程度のコスト計算できると思うわけですがけれども、逆に御社のお

立場からご覧になって民事法務協会が長年受託してこられたということで、これまで受託実績があるものが多分持っているだろうと思うノウハウで、あるいはこういうリスクがこの業務にあって、そこの部分のリスクを金額的に幾らに換算するのか、正確に評価できないために、例えば御社としてリスクを過大に見積もって高い金額入れたために民事法務協会と全然勝負にならなかったとか、そういう場面もあるのかなということ、実は今回この業務については論点として認識していきまして、委託契約の内容を開示してくれという場合、従来幾らでやっていたとか、なかなか民事法務協会の正職員、契約社員の内訳というのは、言ってみれば、同じ入札に参加するコンペティター・競争相手ですから、ただ、御社の立場からご覧になって、民事法務協会が恐らく長年受託してきたこういうノウハウ、この業務にはこういうリスクがあると認識しているだろうとか、コスト計算される上で、こういう部分を民事法務協会から開示していただいただけとありがたいという事項があったらお聞きしたい。

大澤社長 コスト計算については、私ども自身でできると思っておりますので、特別ありません。

佐藤専門委員 ちょっと卑近な例でもないかもしれないのですが、例えば全く全然違う事業で恐縮ですが、ごみ処理の事業を考えたときに、ごみ処理の施設を動かしてみると、入ってくるごみの質が春、夏、秋、冬で全然違って、運転履歴データというのがあって、こういうことで事故が起こって止まって、修理に費用がかかってというような、そういうデータを持っていることが既存業者にとってのノウハウになっているわけですね。そういうデータに相当するようなものが、この乙号事務の場合に何かあると想像されますか。

大澤社長 一般の方とのやりとりになるのでトラブルもあるかと思います。法務局側のミスで、利用者に迷惑がかかった時など、中にはかなりのトラブルが起こることも想定されます。こうしたトラブルが私どもの想定している範囲以上であれば、こうしたトラブルに精通している専門の職員を置く必要があるかと思います。こうしたコストが別に計上されているならば知りたいと思います。

佐藤専門委員 ありがとうございます。

榎谷主査 この前我々は法務局の視察に行ってきたのですが、その時に今回の外部委託の試行と少し範囲があって、少し包括的になっているわけですね。そうするとかなり古い地図といいたいでしょうか、さかのぼって特定をしないといけないというような専門的な業務があるということもおっしゃっていて、間違っただけを交付するということのリスクがあるので、だから実務経験とか管理者を置くということをおっしゃっていると思うのですが、そのあたりについてはどう思われますか。

大澤社長 私どもは例えば法務局で見つけれないものは、区画整理事務所に行ったり、役所の道路建築課に行ったり、必要であれば現地調査を行うなど、徹底的に調査を行うことで取引先の要望に応えている会社です。こうした調査能力には十分に自信があります。

榎谷主査 今まで会社のやってきた経験とか質を評価してもらいたいということですね。何人管理者を置けとかではなくて、という意味ですね。

大澤社長 はい。

榎谷主査 分かりました。それではありがとうございました。

大澤社長 ありがとうございました。

(大澤事務所(株)退室)

徳山企画官 情報開示は、試行以外の先ほどの耳のついた4の最後に、今のところ、数字的な情報開示がされていないというような記述です。事務局でも、全然これでは足りないということでやりとりをしているところですけども、今法務局さんがやっている情報開示というのはこんな話ですね。

(日本司法書士会連合会入室)

榎谷主査 続きまして、「日本司法書士会連合会」のヒアリングを行いたいと思います。

同連合会からは、登記実務の専門家として、また登記所の利用者として、あるいは入札の可能性のある事業者としての立場から、本事業に求められているサービスの質、本事業を実施する上での必要な知識などについて、5分程度でご説明をいただきまして、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、よろしく願いをいたします。

山口副会長 私は日本司法書士会連合会の副会長をしておる山口でございます。本日はどうぞよろしく願いをいたします。

概略の部分を私から1～2分で説明させていただきまして、あと常務理事の鯨井から話をさせていただきます。

基本的に公務員削減という大きな目的の中から、比較的単純な事務という観点で、この乙号の問題が民間委託の形になってきたのだと理解しておりますが、法律事務の要素がありまして、そこは一般行政との違いということだと理解しております。その点で特にどのような点に留意する必要があるかという点につきましては、国民の非常に重要な財産である原本を取扱いますので、この原本については過去もいろいろな不祥事もあったというようなことがあって、原本を直接扱うということに特にご留意をいただきたいということが1点であります。

もう1点は、実は秘密保持という観点で、各人の極めて生活に密着するようなローンの問題等が出てまいりますので、これが外に出ないように特に留意をする必要があるだろうと思っております。また、私どもがどういうことを創意工夫として期待するかという観点でありますけれども、今、住居表示が実施されている地域と実施されていない地域があります。住居表示といいますと、郵便番号とともに、何番何号という形で表示されている住所でありかますけれども、登記簿の地番というのは何番ということですので、そこには全く町名まで合っていて後は無関係ということが多いわけですし、その辺のところの知識であるとか、また自分はここの地番だと思っても、それが複数の筆に分かれていたりというよ

うなことがございます。またあるいは更正しなければならない登記である場合も所在地番、家屋などの場合には多く含まれておりますので、この辺について適切に応じられるだけの知識とか技能を持っていなければならぬ。その意味からしますと、住居表示で検索できるというようなシステムであるとか、あるいは所有者名で検索ができるシステムであるか、それを同時に備えておくことで利用者の利便を図るということが必要だろうと思っているところです。

また交付事務を扱うにあたってどのような経験能力が必要か、先ほど申し上げました住居表示の問題とか、あるいは地図混乱地域になりますと、いろいろなことで質問が多くなってまいりますので、そのときの相談先はどこかというようなことが事前にわかっているなければいけないのだらうと思います。

また、マンションについては敷地権の表示がなされているものとなされていないものがありまして、そうしますと、その辺のところの知識が十分でない要望に応えられないだらう。またよくありますのは管理組合の問題であるとか、あるいは共用の建物の存在とか、マンションに付随する財産権がある場合にそれが落ちることがよくありますので、その辺のところについての対応ができるようにしておく必要があるらうと思います。

これらを考えますと、登記全体の構成についてどういう構成がなされているか。土地と建物が分離されているというのはごく当たり前のことですが、そのほかにもろもろございますので、その辺のところを十分教育しておく必要があると感じております。

その他の意見としましては、私どもは司法書士の団体ですので、登記簿の在り方についての説明が非常に十分にできるということと、秘密保持が業務上課せられておりますので、一般の方と違って、これに違反しますとホームページの中で公表されて、業務に極めて大きな影響を受けるというようなことがあって、秘密保持に対してのしほりが非常に一般の秘密保持を課せられていると違って資格者の秘密保持というのは非常に大事であって、強い効果を持ちます。その点は団体的な規制で訓練・研修等の機会があるということで、最終的には将来の話になるのですが、公務員削減という目的が達せられた後に来るのは利用者の利便をどう図るかということだらうと思いますね。その利用者の利便を図るという観点からいきますと、今既に韓国で実施されておりますように、各司法書士事務所専用のプリンターを通して認証文の付いた登記簿謄本が渡せる。これが日本の技術によって韓国でそれを実施しております。日本の富士通が受けておると聞いておりますが、そのような技術が既に存在しておりますので、登記所の数はわずか400程度であるのに対して司法書士の数は1万8,000ありますので、各都道府県津々浦々に法務局の合併・廃庁等があった後でも司法書士が全国におりますので、私どもをご利用いただくことが飛躍的に国民の利便性を高めるだらうと、こんなふう考えております。

個々の司法書士について競争入札に参加する見込みがあるかないかについては十分な情報を持ち得ておりません。むしろそれよりも私どもに公共嘱託登記司法書士協会とか協同組合ともろもろございますので、その団体によって受けるという方が、可能性は高いの

かなと理解するところであります。

鯨井常務理事 ただいまほとんど副会長が申し上げたところですがけれども、補足的に申し上げるならば、最後のところで司法書士の方々が競争入札に参加する見込みがあるかどうかということの点ですけれども、今明らかにされている統一資格によりますと相当に高いハードルだろうというふうに考えざるを得ません。個々の司法書士が競争入札に参加する可能性ははっきり言って皆無に等しいのではないかと考えられるのは司法書士も法人の設立が認められておりますので、大規模法人については考えられるところでありますけれども、ただその場合にしても司法書士法人は司法書士法に基づいて設立された法人でありますので、司法書士法の手当てが当然必要になる。司法書士法によって司法書士法人が行うことのできる業務というのが限定されておりますので、その辺の手当てが必要になるだろうというふうに考えております。あるいはまた司法書士団体、司法書士会あるいは公共嘱託登記司法書士法人あるいは司法書士協同組合等々の団体がありますけれども、やはりそれぞれの業法との関係がありまして、今直接的に参加するという可能性は今のままではちょっと難しいのではないかと考えざるを得ないだろう。

逆にそれよりもむしろ今登記所の統廃合がどんどん進んでいる中で、利用者や市民の利便を考えるとということであるならば、司法書士事務所であるとか区役所等々に乙号端末を設置していただくという、そちらの方策を進めていただくことのほうが利用者市民の利便ということにはかなっているのではないかと考えているところであります。

その中でも、事項証明書について、所有者が自分の証する事項証明書について、証明書を取るためにどのような情報が必要なのかということ必ずしも了解していない。そこで我々専門家がそこにいてアドバイスをするというようなことが必要になるだろうということなどを考えると、司法書士事務所に端末を設置するということが非常に有益ではないか。実際に私も先日韓国の大韓法務士会のほうに視察に行きましたけれども、法務士会の事務所に端末が置いてあるということで非常に有効に機能しているということを知っております。以上でございます。

樫谷主査 ありがとうございます。ご質問がありましたらよろしくお願いたします。

小林副主査 端末を置くというのは大変合理的な考え方だと思います。原本で調べなければいけない部分というのは、その場合どうなのでしょう。電子化されていない部分で原本によって検索しなければいけないといったところに関して、お考えがあればどうぞ。

山口副会長 もう既にコンピュータ化がどんどん進んでおりますので、原本そのもので我々がそれに接するような場面というのは、今後は期待することはむしろしないほうがいいのだろうなという感じですね。ファイア・ウォールを設けて、こちらで持ってくるということで、そこはこちらから直接的に書き込みができないようなための厳重なシステムが必要かなと、こんなふうに思っておりますけれども、ただオンラインの情報の関係ですと、民事法務協会が法律上1社だけといいますか、1法人だけが対応できることになっておりますけれども、当分の間ということに法律上なっておりますし、もう実験段階が過ぎれば

いよいよ競争せしめて、よりリーズナブルな値段で提供できるようにせねばならぬというのが法の建前です。やがてはそういう形になってくると考えています。

鯨井常務理事 原本はどんどん少なくなっていくわけですが、まだまだ多少は残っているわけですね。そこで登記情報を得ようとする、閲覧の方法と謄本を取得する方法と2種類あるわけですが、特に閲覧を指定取得する方法については、原本を代理人として司法書士、あるいはその所有者本人でも構わないわけですが、原本に直接触れるという状況があるわけで、公の帳簿の原本に直接外部の人といいますか、一般の民間人が触れるというのはあまりよくない状況だろうと思います。そういったことが従前ずっと行われてきたこと自体がよくないのではないかと。コピーなりをとって、それを見せるとか、そういう方策をとっていく必要があったのだろうというふうに思います。ただ、コンピュータ化が進んでおりますので、原本については例外的な取扱いということにならざるを得ないのではないかと思います。

佐藤専門委員 今回の入札参加者がどうなるかというのはふたをあけてみないとわからないですが、民事法務協会が長年の受託者として、多分実際に業務を受託してきていて、その上でこの乙号事務を処理する上で持っているであろうと思われるノウハウで司法書士会連合会さんとして、この入札に参加する上で可能であれば開示を受けておきたいというふうに希望される情報は何かありますか。

山口副会長 私どもで昨年来、関連する法務省の随意契約の部分の条件をいろいろ読ませていただいて、入札条件というのが非常に我々にとって大事なところだなということと、あと、どうしても守らなければならない部分は何なのかということですね。入札条件の中の、これは当然のことだろうと思いますが、一般の入札条件で、Aランク、Bランク、Cランクの入札資格の問題がありますが、最低Cランクでも50点以上80点という中でその点数をとるのは、一司法書士とするとなかなか難しいですね。それとあの資格の中の一つに、こういったことについて、業務の経験があることになりますと、民事法務協会はまさにそうですが、我々は直接その業務を行ったことがありませんので、あの資格があることによって入札可能な法人というのはなくなるのかなと思いますね。

渡邊委員 今の話にも少し関係するのですが、最初にある程度登記に関する知識というものは不可欠だというお話があって、確かにご指摘のとおりそうだろうなと思っているのですが、今言われた実務の経験と、先に言われた登記についての不可欠な知識というものは違うというふうに理解してよろしいのでしょうか。例えばこういった最低限の事項を研修なり教育することによって実務経験がなくても十分に対応可能というふうに考えてよろしいかどうかという点については如何ですか。

山口副会長 研修の在り方によるのだろうと思いますが、我々の実務経験といっても、それは一定の知識の下に成り立っておりますので、例えば1か月、2か月、あるいは半年、1年という中では十分実務はついてまいりますので、後のほうから実務経験に裏打ちされたものがなければやれないというものではないと思います。それは研修の在り方

と、一番大事なのは意識でしょうね。業務にかかわる職員の、大事な仕事をしているのだ、これは国民の権利に直接かかっていることに触れているので一般行政事務とは多少の違いがあるのだ、との強い認識を植え込まないと危険が高まってくるなと思います。

鯨井常務理事 交付等の事務の内容にもよりますけれども、例えば利用者がこういう土地の事項証明書が欲しい、建物の事項証明書が欲しいということで申請して、それをそのまま検索をしてアウトプットする、出力する、それを渡すという事務作業だけであれば多少の教育でできると思うのですね。ただ、利用者というのは、先ほども申し上げましたけれども、自分の土地の地番がわからない方が実は多いのですね。住所は住居表示ですので、住居表示と地番は違いますので、そうするとそういったところに直面したときに窓口の事務従事者がきちんと対応ができるのかどうか。やっぱりある程度の対応ができないと利用者市民の利便性という点からまずいだろうし、創意工夫も何もないということになってしまいますので、その辺の教育というのはある程度の研修、経験も踏まえて行っていかないと身につかないものではないか。さらには登記事項というのは個人情報宝库ですから、その取扱い、秘密保持の問題ですとか、個人情報保護についての相当高レベルな習得が不可欠だろうと思います。その辺は相当重たいといいますが、研修をする必要があるなと思います。

山口副会長 これは国民の利便性から、法務局に行って謄本取るというのはオンラインをもとにしてこういうことが始まっているわけですから、これは最後までこの方式でやるというのは、ここの部分だけで、もっともっと国民にとっては自由に取れる機会というものを確保しなければいけないので、これはまず公務員削減の目的には非常に時宜に適した方法だと思いますけど、次の段階をぜひ考えていただく必要があるかとこんなふうに思います。

それに今言いました訓練や実務、高いコンプライアンスということになりますと、今ある社会資源としてここに携わっている土地家屋調査士とか我々司法書士は、長年これで仕事していますので非常に高いコンプライアンスと実務の経験がありますので、我々だけでなく職員教育をずっとしてきていますから、そういう意味でこの社会資源をうまく活用されることが国家目的に合うのではないかと、そんなふうに思います。

逢見委員 最初のところで、知識、能力について極めて高度な要件が必要であると。かつ、それを常時窓口配置して恒常的に研修すべきである、そういう意見を述べられて、もう一方で、いわゆる自動発行でやるべきだと。利便を考えると証明書の発行は自動発行でもできるようにすべきだと。そうすると窓口は高度な専門的な知識の人を常時置けという主張と、一方で自動発行で利便性を考えるというところで、ちょっとギャップがあるような感じがして、自動発行するということの要求と窓口で高度な専門的な知識の人を置くということとどういうふうに考えればいいのでしょうか。

山口副会長 自動発行といっても全てが救いきれるわけではありませんが、少なくとも救いきれる範囲というのは非常に多いのだろうというふうに思うのですね。かといって、

不満というのは、機械相手に不満をもらす人はいないのですが、人相手だと不満ももらしますよね。機械なら使えるか使えないかで使えない人が悪いのですけれども、人ですと、あなたのサービスが悪いということになりますよね。ですから人を置く場合には、その辺のところはきちんと対応しなければいけないだろうし、しかしそういうことが分かっていて、聞く必要のない人も沢山いらっしゃると思うとすれば、それに対しては自動発行も必要なのではないでしょうか。

逢見委員 大部分は自動発行でできるような業務と考えれば良いでしょうか。

山口副会長 そうでもないのですが、数の割合は私も分からないけれども、我々が業務の実務経験からいくと相当分かっていない方が多いですね。住居表示が実施されていないところもかなりあります。東京都の中でも各市町村の中でも大きい、例えばこちらでいえば、市の大きいところ、23区はほとんど全部住居表示は一緒ですけれども、市の中には地番と一緒にいうところもありますので、先ほど言ったような、どのくらいの数かというのは定かに私もつかんでおりませんが、両方要るのだろうと思います。

鯨井常務理事 不動産については住居表示による検索、あるいは所有者名による検索というのが自動発行を有効に活用する場合にはどうしても不可欠だろうと思いますし、商業登記についていえば、例えば商号の部分検索、それでできるようにするというようなことは不可欠だろうと思います。それがきっちりできないと端末による発行についても、それがはっきり情報をわかっている方にとっては非常に有効だろうと思いますが、その辺が曖昧な多くの市民の方・利用者の方にとっては逆にあってそれが不便になるということも考えられるかもしれないです。

榎谷主査 司法書士法人の大規模法人というのはどのくらいの規模のところがあるのですか。

山口副会長 そうですね。

鯨井常務理事 ちょっとまだそれデータ的に把握しているわけではありませんけれども、東京、大阪等では相当数大規模なものも出てきているというふうには聞いております。

榎谷主査 司法書士法の中の法人では、規制というのでしょうか、法人の目的からできないということですが、これはそこを変えれば、当然能力的には十分あると理解してよろしいということですね。

山口副会長 そうですね。

榎谷主査 今、要件として経験者置けとか、あるいは実務経験者置けとかなっていますが、司法書士レベルの知識がある人が一定の研修といたしまししょうか、実務的な研修を受ければ十分対応できると、こういうものであると、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

鯨井常務理事 ただその場合、念頭に入れておかなければいけないのは、そもそも司法書士法人というのを認めた経緯といたしますか、その辺がこういった業務まで守備範囲に含めていいのかどうか。その辺ちょっとわかりませんが、その辺のところも十分に考

慮して決める必要があるのではないかという気はいたします。

榎谷主査 以前にも司法書士事務所でそういうアウトプットできるということは、それに近くなるということですよ。今の市場化テストそのものではないのですけれども、近い形をとらないといけない。つまり司法書士事務所では渡せるということですよ。品質管理も含めて相当司法書士事務所、法人に限らず事務所でそのレベルのノウハウなどがないといけないということですよ。

山口副会長 今でもこうやって民間化しましても、認証をつけようとする、また改めて官がやらないとできないというふうになって二重のその部分がありますので、そこは合理化されてないわけですね。先ほど言ったようなシステムは非常にそういう意味では合理化されている。

榎谷主査 今、法務局の登記特会のほうで相当のシステム投資を数年間にわたって行うというふうになっていると思うのですが、その投資が終わると、今おっしゃっていただいたような対応がやろうと思えば可能だということになるのですか。

鯨井常務理事 韓国でやっている方式というのは、特定の事務所で特殊のプリンターでプリントアウトしたのものについては原本性のある証明書が出せるというような、私もあまり知識がありませんけれども、ステノグラフィーというような技術を使ってやっているということを聞いておりますので可能であると思います。

榎谷主査 システム的なコンピュータの対応と司法書士事務所のそういう対応ができれば可能だということですか。

鯨井常務理事 可能だと思います。

山口副会長 これに対しても、司法書士が自分で設備投資しますから、そういう意味では非常に国家負担はないと思います。

鯨井常務理事 日本の技術だそうなので、それが韓国で使われていて日本で実現できないというのはちょっとどうかなという気もいたします。

榎谷主査 韓国では始まったばかりなのですね。

鯨井常務理事 そうですね。まだ始まったばかりだと聞いています。

榎谷主査 何か問題、課題が出ているという話は聞いていらっしゃいますか。

鯨井常務理事 まだそこまでは聞いておりません。

榎谷主査 よろしいですか。

本日は大変貴重なご意見いただきましてありがとうございました。いただいたご意見につきましては、今後の実施要項の審議に生かしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(日本司法書士会連合会退室)

(日本土地家屋調査士会連合会入室)

榎谷主査 それでは最後になりましたが、日本土地家屋調査士会連合会からのヒアリングを行いたいと思います。

同連合会からは、登記実務の専門家として、また、登記所の利用者としての立場から、本事業に求められているサービスの質、本事業を実施する上での必要な知識などにつきましてご説明いただきまして、その後意見交換を行いたいと思います。

それではよろしく願いをいたします。

松岡会長 まず私、会長の松岡でございます。今日はこういった機会を法改正にあたって与えていただき大変ありがとうございます。私どもは多分この乙号事務の最大のユーザーでもあるかなと思うのですけれども、特に閲覧事務におきましては大変関係が深いということで、こういった機会を与えていただき本当にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

概略につきましては、副会長から説明させていただきます。

下川副会長 皆さんおはようございます。日本土地家屋調査士会連合会の副会長の下川と申します。どうかよろしく願いいたします。

繰り返しになりますが、当連合会の意見を述べる機会を与えていただきまして本当にありがとうございます。感謝しております。それでは座って説明させていただきます。

限られた時間でございますので、いわゆる乙号事務の利用者団体としての意見を述べさせていただきます。事前にペーパーを提出させていただいておりますので、それを参考にしながら要点のみ意見を述べさせていただきます。

まず、民間事業者が事務を実施するに当たっての留意点についての意見でございますけれども、乙号事務といえども、いわゆる甲号事務と同等程度ぐらいの知識と能力があって初めて良質なサービスが提供されるものというふうに認識をしております。つきましては、現行のサービスと同等、もしくはそれ以上のサービスの向上を願っているところでございます。

それには1番に書いておりますとおり、窓口に一定の研修を受けた資格者とまではいわなくても、責任ある立場の方の配置を求めたいと思っております。そしてその研修に当たりましては、定期的な研修を実施していただきたいと、このように思っております。要するに実施要項の中に高度な要件を盛り込んでいただきたいというふうに考えております。

次に、公簿いわゆる登記簿等の重要性に鑑みまして民間委託がされた場合に閲覧の監視人にといいましょうか、これは仮称で書いてございますけれども、閲覧される方々を見守る方々、いわゆる監視人の制度をぜひ導入を検討いただきたいと、このように思っております。

次に質の向上を考えた場合に、民間委託されたときの第三者的な評価機関による検証が必要ではないかと、このように考えております。

最後に4番目でございますけれども、一つの役所という箱に、国家公務員と民間事業者が混在するということになると思いますが、そうした場合、例えば自然災害等による危機管理体制の件でございますけれども、登記所の職員と民間事業者の指揮命令系統、あるいは危機管理体制の整備が急がれるのではないかとこのように思っているところでござい

す。

次に2番目としまして、民間事業者に委託された場合の民間事業者の創意工夫の点でございますけれども、現行の乙号事務は一応オンライン申請の環境整備はでき上がっているとはいえども、まだまだ郵送による交付ということが制約をされております。それで一般的には、結果的には窓口対応のいわゆる対面交付が主流であるというふうに認識しております。つきましては、これを自動発行証明機と、これも仮称でございますけれども、俗にいう自動販売機でございますけれども、そういったことの導入が検討していただけないかなと、このように思っております。

さらに加えて、民間だからこそできる発想に立っていただいて、乙号事務に限ったの土・日の開庁という点にも踏み込んでいただければ、さらなるサービスの向上につながるのではなからうかとこのように考えております。

以上でございます。

榎谷主査 ありがとうございます。何かご意見・ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

逢見委員 で自然災害に起因する交付・閲覧の停止事態が発生した場合の指揮命令と管理体制、例えば地震とか台風で事務ができなくなったというときの、具体的にどういう指揮命令系統と危機管理体制というのは、そういう場合にどうするというのですか。

松岡会長 そういった時には多分大混乱ですね、私も阪神間に事務所がありまして、経験をしたのですけれども、窓口業務はかなり混乱するわけですね。ただ、阪神・淡路大震災のときには、登記所もほとんどがオンライン庁であったのですが、あまり大きな混乱もなくいけたのではないかと思うのですね。ちょっとの間の閲覧停止とかありましたけれども。しかしそれは登記官ないしは登記専門職なり、そういった公務員の方がやっておられるから、そういったことも混乱なくできたのかなと思いますけれども、これが民間の方の場合、どのような形になるのか、ちょっとよくわからないのですけれども、自然災害時でもかなりオンラインとか、そういうのも混乱するようなことがあるのではないかなと思うのです。

逢見委員 今回の場合、別に登記官がいなくなるわけではないですね。

松岡会長 そうですね。今回私どもの主張というか、お願いの中で一番重要なこととしては、今、お話ありました登記官がいなくなるわけではないということはあります。ただ現実には、今は窓口にいらっしゃる方もかなり精通した方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひ、そういった体制は維持していただきたいというのがお願い、民間だから、あなた方やってよというだけではなくて、そういったことはきっちりしていただきたいと思えますね。

渡邊委員 今おっしゃられたことに少し関係するのですけれども、のところの第2パラグラフで「歴史的経過全般に精通した登記所職員がその任に当たっており、請求者のいかなる質問にも迅速かつ的確に答えることができる」と書いておられるのですが、当然各

登記所には新人もいれば、入って5年目の人もいれば、この道30年という方もおられれば、レベル感というのは相当違うのではないかと私は思っていたのですが、実際サービスを利用して、1人そういう人が、あるいは2人ぐらい、生き字引というか、わかる方がいれば、窓口全員がこういう方である必要はないのかなと理解していたのですが、そのあたりの、例えば登記所の乙号事務やる人に1人、2人そういう人がいれば足りるというお話なのか、窓口にいる人の大半がそうでなければできないというお話なのか、そのあたりのレベル感を教えていただきたいのですが。

松岡会長 弁護士の方でいらっしゃるのですとよくご承知かと思えますけれども、権利の登記とか、あるいは一般の方が乙号事務等を利用するというのは、ほとんどの場合には現在の登記事項であるとか、もう少し遡っても、すぐ前ぐらいのこととかかと思えます、特に不動産登記については。ただ私どもは、土地の位置とか面積とか形状であるとか、そういったことを登記簿に反映させるというのが仕事ですので謄本交付を受けるとか、現在の事項を見るということだけではなくて、過去にさかのぼって、過去のその土地の来歴を調べるとというのがとても大きな役割なわけですね。そうしますと地図というのも、今登記所はご承知のように、44~45%ぐらいはまだ旧の公図と言われる昔の図面を使っておるわけですね。その図面自体も、明治初期につくられたときから何度も更新されているわけですね。マイラー化されたり書き直しされたりと、そういうようなことをずっとたどって行って、あるいは登記帳簿にしましても台帳時代にさかのぼって、そういうような調査をして、この位置が確かに正しいのかとか、あるいはこの人の持っている土地の範囲に本当に入るのかどうか、そんなことも調べていかなければいけないということで、歴史的な経過というのはとても大事なことなわけですね。それが私たちの調査の核心部分なのですが、そういったことに1人、2人の方が知っているということではなくて、多くの職員の方が知っていただかなければ、かなり窓口は混乱するのではないかと思いますね。謄本交付事務とか、そんなことでしたら機械的にやるだけのことですけれども、こちらがお願いしたことを適切に理解して、それに合った帳簿を出していただくとか、あるいは相談に乗っていただくとか、そういうようなことがとても重要ですので、1人、2人、もちろんそういう方がいらっしゃるのしょうけれども、今、民事法務協会の方もやっておりますが、かなり訓練をされていると思います。そのところが一番の関心事ですね。これがうまくいかないと調査も十分できない。

下川副会長 今、会長が申し上げたのは、地図というのがこういった明治期につくられました古い和紙のぼろぼろに近いものがございまして、これは明治20年に作られたものですが、これとほとんど同じものが登記所に大切に保管されておまして、こういった内容についての理解は当然ながら、今、会長が申し上げました、これがいわゆる新しくマイラー化いたしまして、新しい紙に書き直しているというところもたくさんあるわけがございます。そういった経緯、日付も含めまして、そういったことへの問い合わせができる方々を望んでいるということがございます。それとどうしてもマイラー化、書き直した場合、

当然人為的なミスもございますので、そういったときはこういったものが非常に貴重な資料になりますので、こういった取扱い、これを乱暴に取り扱ってしまいますと、取り返しのつかないことになってしまいますので、そういったことの訓練といいたまいますか、意識の醸成といいたまいますか、そういったことをぜひお願いしたい。

渡邊委員 逆に言うと、今言われたレベルに達するまで、必要だと思われる実務経験というものは、ととも3年とかぐらいでは難しいのかもしれない。

松岡会長 私は開業して37年になりますけど、まだまだ奥が深いと感じていますが、それはともかくとしまして、少なくとも2年、3年ぐらいはそういったことに当然精通しておられたほうがいいと思いますけれども。

渡邊委員 3年ぐらい実務をやれば、それがわかるということですか。

松岡会長 わかるかどうかわからない。言っている意味はわかると思いますね。

瀬口専務理事 ちょっと考えているのですけれども、訓練の問題というのは、今までは法務局の職員は、実際の登記手続をやりながら窓口業務にかかわっていったりとか、こういうローテーションをやられているのですね。その中で多分覚えられてきていることだと思うのですね。だけど、何年というのはちょっとよくわからないのですけれども、実際の実務に携わった人がこの情報だということがかなり重要なことかなと思うのですね。一般の方が、特に困られるというのは、確かに形式的に何番地の土地をこうですよとやれば出てくるのですけれども、登記の複雑性の中から、一般の方が出しても出ないことがあるのですね。それが速やかに出るかどうかというのは、その窓口の方とそういう知識を持っている方のサポートが、必ずよく見えるというその組み合わせだと思います。

その辺を特に我々が会員のほうにアンケートなり、この質問に対しての答えを求めたときに一般的にそういう意見がサービスの低下につながるのではないのかという疑念を証明してきているということをお知らせしたかったわけです。

小林副主査 今はユーザーとしてのいろいろな貴重なご意見いただいたのですけれども、可能性として、土地家屋調査士さんがこういった業務に参入する可能性というのはないのかということと、もしあるとしたら、何か障害になるようなことというのがあるのかということをお伺いしたい。

松岡会長 あまりその辺のところは深く検討したことはなくて、あり得ることかと思えますけれども。私たちは担当するとすれば、今申し上げたようなことは自信を持っているということになるのでしょうかけれども、深くそのことについてはまだ検討したことはないです。将来の可能性としてはあり得るかもわかりません。

竹谷常務理事 考え方の問題ですが、ある意味では民間業者の方が受託を受けるところに専門の資格士の数名が時々介在するような格好を認めていただければ、それはそれなりにすごく利用者としては良い乙号窓口になっていくと言えるのだろうというふうに、今、小林先生のご質問に対しては言えると思います。

佐藤専門委員 今ユーザーのお立場でのお話を伺って、発注側としてこの乙号事務とい

うのをどの範囲で切り出すのがいいのかなというのをちょっと今考えていたのですね。つまり現在事項に関する証明だけ取るのだったら、住居表示と地番が違いますよというようなことのご説明も職員の方を訓練すればそれはできるようになると思いますけれども、逆にここでおっしゃられたような極めて高度な要件で、歴史的経過全体に精通した人材とか、そういうのを求めちゃうと、そもそも入札する参加資格の段階で応募者がすごくはねられちゃうと。あるいはこういう方を仮に採用した場合には物すごくコストが高くなってしまって価格で勝てないと。

そうするとユーザーのお立場で、極めて高度な要件を求めるというのは、例えば現在事項の証明については、というよりは、むしろこういう経過全般を調べたりとか、閲覧事務にかかわったりというようなことで分かる人がいれば良いという、そういうイメージで考えればよいわけですか。

松岡会長 主としてそういうことですね。

榎谷主査 今、皆さんおっしゃったように、我々サービスの質が落ちてはいけないと思うのですが、あまりハードルが高いと事業者がいなくなってしまう。特定の人には居るかもわかりませんが、逆に競争が起きなくてかえってサービスの質が落ちてしまうのではないかと、こういうふうに思っているのですが、今の乙号業務を包括的にやりましょうという形になっているのですが、これは司法書士の方々の知識、あるいは土地家屋調査士の方の知識があれば、少し研修を受ければ十分対応できるレベルであると理解してよろしいわけですか。

松岡会長 はい。

榎谷主査 確かに主みたいながいるかもわからない。知識なり経験の、民間でいえば経験がある方が参加すれば十分可能であると、こういうことですね。

松岡会長 そういう方を雇用するコストもそうですけれども、そういう方でない場合のロスと比較しますと、少しコストがかかっても良質なサービスを提供できる方にいていただいたほうがはるかに安心できますし、この調査の過程、少し間違っただけの調査ということですが、突っ込みが足りない調査をしたがために取り返しのつかないことになってしまうということも十分あることです。特に私どもの仕事は土地の境界の問題とか、こういった支配の範囲ですね。この辺を確認するというのも大きな仕事ですから、そこでちょっと間違っちゃうと大変なことになっちゃうというようなことで、ぜひ質という言い方をするのが妥当かどうかわかりませんが、提供していただく方のそういったスキルは非常に我々も期待はしているのですけれども、資質の高い方をお願いしたい。

榎谷主査 今、お話ししていただいた中で古い地図が書き換えられたということですが、法務省で登記のほうでシステム投資をして地図上の投資をすることですが、そういう投資が終わりますと、今おっしゃったような問題はかなりクリアできるのでしょうか。

下川副会長 それはそれとしましても、それは現に有効な地図についてはそうですけれども、私どもが先ほど申し上げた昔の地図に遡って調べていくと。先ほどの明治時代のも

のにしても、例えば色がありませんし、コンピュータになったら色はない。この中には、昔は幅：何間とか何尺とか書いてあったものがマイラー化によってなくなってしまっている。そういうのは昔のこういうものをたどっていかなければいけないという、そういうことがありますので、ぜひ、担当される方の質のことにつきましてはお配慮を願いたいと思います。

榎谷主査 どれぐらいの件数が1日にあると考えてよろしいのですか。

松岡会長 これはご質問と違うことかも知れませんが、土地に関する表示登記というのは1年間で518万件・954万筆と言われています。建物に関しましては217万件、260万個と言われています。表示に関する登記のすべてがですね。ほとんどの場合は調査、閲覧が必要になってきますので、例えばその土地を1筆、測量して境界確定するのは、恐らくその周辺の十筆ぐらいのところを調査しないといけないということになりますので、かなり大きなことになります。

だから今でも私どもの事務所の者が、一度登記所に調査に行く。印紙代だけでも2万円とか3万円とかかかるぐらい色々な調査をしないといけないということになりますので、かなり大きなウエイトを占めています。ちょっと閲覧件数についての具体的なものは分かりませんが、1件につきかなり広い範囲の調査もやらないといけない。

下川副会長 境界に関しては、こういったお見せしたような地図とか、昔の登記簿という土地の台帳でございますけれども、こういったところまで踏み込んだ調査は必ずといって良いほどしなければならぬ。特に法務局に創設されました筆界特定制度につきましては100%こういった調査が付随的に起こってくるということでございます。

松岡会長 一般的なイメージの乙号事務の謄抄本の交付とかは、ちょっと私たちのものとは違うことかも知れませんが。

榎谷主査 分かりました。ありがとうございました。よろしゅうございますか。

それでは、ヒアリングを終了したいと思います。本日はヒアリングにご協力いただきましてありがとうございました。また、貴重なご意見いただきましたので、是非ご意見につきましては、今後の実施要項の審議に生かしてもらいたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

松岡会長 よろしく願いいたします。

(日本土地家屋調査士会連合会退室)

(法務省入室)

榎谷主査 それでは引き続きまして、登記事項証明書交付等事務の実施要項の審議を行いたいと思います。まず法務省から、本事業の外部委託の試行の実施状況、本入札に関するスケジュール、周知広報、引継や本入札における入札参加資格等についてご説明をいただきまして、その後意見交換を行いたいと思います。

よろしく願いいたします。

團藤課長 法務省民事局総務課長の團藤と申します。よろしくお願いを申し上げます。
また、先般は東京法務局のご視察お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

それでは、大体議論のポイントという紙に掲げられている項目に従いまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず「外部委託の試行等について」でございます。

その試行の概要でございますけれども、現在10の登記所におきまして外部委託の試行を行っております。これは専らこれまで一部委託は行っていたわけでございますが、本格的な形での委託というのは、これまで私ども経験ございませんでしたので、来年度以降包括的な委託を行うにあたりましてどういった問題点があるのか、どういったところに意を用いなければいけないのかというあたりのところを実証的に検討するというところで、専ら委託形態、業務実施形態をチェックするという観点で行っておるものでございます。その中から問題点等を把握し、試行の段階で解決できるものについては解決策を探る、そういうことによりまして来年度以降円滑な実施ができるようにと、また、その中から当然これからご審議いただきます、また決定していくこととなります実施要項の中に反映させるべきものがあれば反映させていきたいということでやっておるものでございます。

現在、まだ試行が続いておりますので、結果というのは出ておりませんので、そういった意味でもこれまで把握できているところに基づいてということでございますが、当初一部の登記所では若干戸惑いが見られました。ただ、スムーズにスタートできた登記所も非常に多かったわけでございまして、どちらかという戸惑いがあったほうが今回は少なかったのかなと思っております。戸惑いがありました登記所と申しますのは、例えばそれまで商業と不動産は別のフロアで証明書発行を行っておりましたものを一つのフロアにまとめて行うということで大幅なレイアウト変更を生じたというような登記所、もう一つの登記所は、若干戸惑いがあったのは二つの登記所だったわけでございますけれども、レイアウト変更若干手間取りまして、レイアウトの最終的な変更が完了いたしましたのが3月末であったということで、要はぶっつけ本番で始めざるを得なかったところのその二つの登記所につきまして当初若干の混乱が見られました。その後、3か月程度行ってきておりますが、当初混乱が見られました登記所につきましても今は順調に事務が行われているというふうに報告を受けております。

今回の外部委託の試行につきましては、一般競争入札によりまして実施していただく民間事業者を決定したわけでございますが、これまでも何度か話題に出ておりますように、結果としてその落札者はすべて（財）民事法務協会であったということでございます。

その入札結果についてどういうふうに分析しているのかというのが（2）のところだと思いますけれども、私どもといたしましては、今回の試行の入札に当たりましては会計法規を踏まえつつ、透明性、公平性を確保するという観点からホームページによって入札公告、また入札説明会を開催して入札を実施しております。そういった意味では通常の入札

手続をきちんと履践したと自負しておるところでございます、その結果が、たまたま(財)民事法務協会だけであったということであろうと思っております。

どうしてそれだけになったのかという点に非常にご関心があるというふうに承っておりますけれども、前回、監理委員会のヒアリングの際にも申し上げたところでございますが、まず包括的な委託というのは今回初めて、私どもにとっても初めてですし、業者さんにとりまして初めての経験。似て非なるものとしては一部委託、部分的なものとしては一部委託があったわけでございますが、これも前回監理委員会のヒアリングで申し上げましたように、今年度の実施分から入札を実施しておりますけれども、それまではずっと随意契約によって(財)民事法務協会との間で契約を締結して実施してきたということで、それ以外の業者さんにとりましては、なじみが薄かったということがあるのかなと思っております。

またもう一つは、乙号事務の市場化テストを実施するということは、昨年の段階で大きな方針として出ておりましたので、実際に試行の入札説明会にもかなりの業者さんが来ていただいておりますが、そういった業者さんはどちらかという、多分本番、来年度からスタートいたします市場化テストによる民間委託に向けての情報収集という点が多かったのかなというふうに考えております。現に入札説明会には来ることができなかったのだけども、どういう説明がされたのか教えてほしいという個別のコンタクトがあった業者さんがありましたけれども、その業者さんに入札説明会は終わっているので、入札手続には今から難しいですよというご説明申し上げましたところ、我々の関心は専ら20年度からスタートする本番のほうだと言われました。したがって、その情報が欲しいのだというようなお話も現に私ども直接接触して承ったりもしております。そういったことで、結果として手を挙げられるところがいなかったのかなというふうに考えております。また、そういったところにつきましては、来年度に向けてその体制を整えるということだろうと思しますので、今年度の試行の入札の時点では、例えば全府省統一参加資格をまだ充足していないとか、そういうような事情もあったのではないかなと推察しておるところでございます。

それが今回の入札結果についての分析でございます。

続きまして「市場化テストに関するスケジュール、周知広報、引き継ぎ等について」ということでございますが、まず現在のところ周知広報の措置といたしましては、法務省ホームページによる広報、実施対象の登記所を管轄しております法務局、地方法務局のホームページによります広報、それから関係すると思われる団体、例えば日本経団連、全銀行協会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁護士会連合会、不動産協会、全国宅地建物取引業協会連合会、日本商工会議所、日本人材派遣協会等々の関係する団体、それとまた各種公益法人もあると思しますので、各府省庁にも、節目節目に情報提供しまして、そういった団体、あるいは府省庁を通じまして、その団体の所属会員、所管公益法人等に周知をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。また、内閣府のご協力を得て政府広報等も活用させていただけるかと考えておるところでございます。

ます。

具体的な情報提供の内容でございますが、これはまさに実施要項を現在詰めていただいている途中だろうと考えております。節目節目と申しますのは、既に法律上の手当てが済みしましたので、実は私ども今の段階でご了解が得られれば法務省ホームページに、要は法改正もできたので来年度からやりますと。詳細については、今実施要項を詰めているところですが、タイムリーに情報提供していきますということをアップして、その後も、タイムリーに「新着ニュース」という形で、その時々はこちらの小委員会でのご審議の進捗状況、あるいは親委員会での議決をいただけるかどうかという状況等を踏まえながら、その時々で提供できる情報をタイムリーに提供していくということを今考えて準備をしているところでございます。

それから事業実施までのスケジュールでございますが、これまでも何度か、監理委員会でも申しあげましたように、私どもといたしましては、3か月間程度の準備期間、これは現在試行をやっている経験からいたしまして、そのぐらいの期間を確保しておいたほうが良いのではないかと考えておりますので、それから逆算いたしますと、入札公告を9月中旬、落札者決定を12月中旬、落札者との契約締結、打ち合わせを12月中に終えて、1月からは落札者によって事前準備を開始していただけるようなスケジュールを考えておるところでございます。

その前に、実施要項の案をパブリックコメントに付すということになると思いますので、そのパブリックコメントに付す段階でも、先ほど申しあげましたような関係機関への情報伝達を十分に行いまして、ご関心をお持ちの向きについては、そのパブリックコメントの内容をしっかりと見ていただくこととする。そうすることによりまして、いち早くどういう姿になるのかということのイメージをお持ちいただけるような工夫もしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして引継の関係でございます。先ほどから申しあげておりますように、引継というか、事前準備が非常に重要だと考えております。この関係につきましては、具体的に端末機器の操作に慣れていただくということが必要でございますので、この期間を利用いたしまして、実地にこれを登記所で実地におやりいただくのか、あるいは私どもは登記情報センターという船橋にシステム関係を統括しております部署を持っておりますので、そこで実験環境のようなものも持ってありますので、そういったところを使って慣れていただくのか。それは今後人数規模等にもよると思いますが、いずれにいたしましても端末機器の操作に実際に慣れていただくというような機会を設けたいと思っております。

また、当然引継といたしましては、地紋紙、郵券の管理帳簿、貸与物品等の引き継ぎもきっちりと行うつもりでございますし、統計表作成をしていただかなければいけませんので、そういった留意点等につきましてもきっちりと担当の者からの引き継ぎをいたしたいと思っております。

また、事前研修の関係でどういう支援方策が考えられるかということでございますが、

基本的には今回委託という形、法律上は民法でいうところの準委任になるのかと思いますけれども、これは受託者の能力に着目して委任をするというものですので、法の建前からいきますと、受託事業者がその自由な裁量によりまして適正かつ確実な実施ができるような研修計画を立てられるというものだろうと思っております。私どもとしては、そういう研修計画を立てられた場合に私どもとしてできる協力をさせていただくということになるかと思っております。

もちろん、この前の東京法務局をご視察いただいた際にも話題に出ましたが、マニュアル、これは実際市場化テストに基づく包括的な委託を行うというためのマニュアルを作成するつもりでありますので、それをお貸しをするということはもちろんでありますし、また、これは各登記所におきまして、それぞれ今まで職員の知恵でいろんな自前のマニュアルのようなものもつくっておると思っております。先ほど申し上げたマニュアルは統一的なものを私どものほうで準備いたしたいと思っておりますが、各登記所でもそれぞれローカルルール的な色彩のあるマニュアルというものを持っているところもあると思っております。全部が全部同じようなものを持っているかという、それは保証の限りではございません。まさに各個別事情によりけりだと思いますが、そういった各登記所がこれまで職員用に持っておりました様々な資料関係、これも可能な限り提供させていただいてスムーズな事務の開始をしていただけるように私どもとしてできることをしっかりやってもらいたいというふうに考えているところです。

また、例えば職員から座学的な話を聞きたいというようなご要望もあるかもしれません。営業時間中はなかなか難しゅうございますが、営業時間外でございましたら、そういった適任者、これは営業時間外でございますので職務命令というわけにはいきませんが、私どもとしても適任の職員にそういう協力を働きかけるということも当然やってまいりたいと思っております。

続きまして、外部委託の試行結果のスケジュール等への反映というところでございますが、今回外部委託と直接関係する話ではないのですが、市場化テストの関係で厚生労働省関係で入札不調があったということも伺っておりますので、私どもとしても、その過去の出来事を十分踏まえて、前も申し上げましたように、入札不調は私どもとしても一番困るものですから、できるだけ多くの事業者の皆さんに関心を持っていただき、参加をしていただいて、きちんと落札していただけるように周知広報を積極的に展開してまいりたいと思っておりますし、今回の試行の結果を見ますと、先ほど申し上げましたように準備期間、これがかなりスムーズなスタートのために重要だろうと思っております。試行の段階であっても、それは十分考えられるだろうということもいえようかと思うのですが、試行の場合には市場化テストのやり方でやる場合と異なりまして、単年度の予算措置になりますので、予算との兼ね合い等々でございまして、なかなか前広な対応が困難であったという事情がございます。市場化テストの場合には国庫債務負担行為がとれますので、そういった意味では前広な周知や準備期間の設定も可能だろうと思っておりますので、今回はその利

点を生かしまして、十分な準備期間をとっていただけるような前広な周知、手続を進めるという形をとりたいと、そういう形で今回の試行の結果を反映させたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、今回の市場化テストにおける入札参加資格等についてでございますが、まず登記関係業務についての実務経験等をどうするかという点でございます。私どもといたしまして、今回の市場化テストの実施要項、あるいは省令にも反映してくるのかとは思いますが、具体的な表現ぶり等々につきましては、今後、当小委員会の御指導いただきながら詰めてまいることになると思っておりますが、サブスタンスとして、今回の試行の実績をも踏まえて非常に重要だと考えておりますのは、一定の実務経験を持つと評価できるものについて、各登記所に1名以上人材を配置することが肝要あるいは不可欠であるというふうに考えております。

具体的には、今イメージを持っておりますのは、登記所における事務あるいは司法書士としての司法書士業務、土地家屋調査士としての土地家屋調査士業務について、通算して3年以上の実務経験を持つ人間を一人は置いていただきたいと。あるいはそれと同等程度の知識、能力を有すると認められる方を最低1人は置いていただきたい。現在の試行におきましては、事業を実施しております民事法務協会においては、各登記所において2人の業務管理者を置いております。この2人はいずれもかつて法務局において登記官として勤務し実務を行ってきた経験を有する者を採用しておられるようでありまして、この2人の業務管理者が業務等を行う従事者に対する指導、従業者とお客様との間の難しい問題の解決、そういった様々な点で非常に大きな役割を果たしているというふうに私ども考えております。そういった意味で、そういう誰か核になる人間が1人以上は必要であると思えます。そういったしませんが、どうしても事務がうまく回ってまいらないのではないかと思うわけです。

そういったことで、少なくともそういう実務経験を持つ者、それと同等の知識、能力を有する者を1人以上は配置するということを実施要項に盛り込んでいただきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、市場化テストを今年度初めて実施して来年度からスタートするということで、これは全く初めての経験であります。今申し上げましたような実務経験を有する者、あるいはそれと同等の知識、経験、能力を有すると認められる者も、既に既存の職員として抱えておられるところというのは、登記関係の仕事をやっているところは少なからずそういう専門性を持っている人を擁しているとは思いますが、今まで登記関係と無縁だった事業者の方々もいらっしゃるだろうと思えます。そういった方々が急にそういった職員を見つけないということが果たして可能なかどうか。実は私ども毎年200名を超える定員削減を行っておりますので、これは若い人がやめていくわけではございませんで、一定の年齢以上の登記官として経験を積んだ者を勧奨退職によってやめていただいて、何とかこの定員削減に対応しているところでございますので、そういった意味では毎年200名そういう

人材は輩出されているわけでありまして、司法書士さん、あるいは土地家屋調査士さんも毎年新しい人材がどんどん生まれてきているところでもあります。そういった意味で、全くもって砂浜でダイヤを探すことほど困難とは思えないのですが、さはさりながら、全く登記の業界と直接関係を持たない事業者の方々につきましては土地勘がないということもあるのだらうと思います。

そういった意味で、今回の試行では業務の再委託は認めないという形でやっていたのですが、今度の市場化テストの実施にあたりましては、業務の一部再委託、それを可能とし、そういう専門性の部分について、他のマンパワーを再委託という形で活用するという方途を可能とすることによりまして解消できるのではないかと考えておる次第でございます。

それから、実務経験以外に考えられる方法として、事前研修を充実してはどうか。あるいは引継期間を延長してはどうかというご議論かと思われませんが、私ども今回の試行の経験から申しまして、実は民事法務協会が全部落札をしておりますので、そういった意味では一部委託の経験は十分積んでいた人たちがやっておったわけでございますが、それでも当初混乱が見られたところもあったと。そういった中で、実務経験を持つ業務管理者が中心となって混乱を解消することができたという経験に照らしますと、実務経験を持つ者というのは、事前研修ももちろん重要だと思いますが、なかなか事前研修だけでは得られない部分というのがあるのではないかとというふうに考えております。前回、東京法務局をご視察いただきました時に、ご覧になっていただいた委員の皆様にはお分かりだと思いますけれども、多くの事件は通常どおりの問題なく出てくるわけですが、たまに非常に注意を要する難しい案件が出てくることがある。

問題は、それが注意を要するのだということを見抜く力なのだと思うわけですね。みんながみんな、これは注意を要するのだというのが分かるのであれば、それなりの対応がとれるわけですが、これは要注意だぞということを見抜くということは、これは座学とかでなかなか一朝一夕に身につくものではなくて、やはり一定程度の実務経験を経る中で、自分の経験としてこういった案件は注意が必要だと。これは資格者の代理人の方々も当然自らのプロフェッションとしてそういったところを十分経験を通じてお分かりだと思いますし、私どもの職員もまさに登記事務を通じてそういったことを身につけておりますので、その部分をカバーするためには事前研修だけではちょっと心もとないのかなという気がいたしております。そういう意味でこういった実務経験者というのは、まさに万が一のときの備えとして不可欠の存在ではないかと考えているところでございます。

それから、外部委託の試行結果の入札参加資格等への反映ということでございますが、今まで申し上げてきたことから大体ご推察いただけることかと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、一定の実務経験を有する者、あるいはそれと同等の知識、経験、能力を有すると認められる者、最低1名は置いていただくと。ただ、その置き方は自分のところのパーマネント職員として雇用していなければいけないというわけではありまして、再委託という形でも結構ですから、少なくともそういう人材を場に1人以上準備していただ

くと。これはこれまで国民の皆様にご信頼されてまいった登記所の証明事務、これの信頼を維持しつつより効率的なサービスを提供するための必須の条件ではないのかなというふうに考えておる次第でございます。

以上雑駁ではございますが、私のほうのご説明とさせていただきます。

櫻谷主査 ありがとうございます。何かご質問がありましたらよろしくお願いします。

小林副主査 3番目の入札参加資格のところ、実務経験はわかったのですけれども、3年以上の管理経験というのがございますよね。これは登記制度、元の登記所において管理者として3年以上を経験した人を要するという意味なのかというのが1点。

團藤課長 それは登記所というようには限定しておりません。

小林副主査 でも登記制度に精通してなくてはいけませんね。それで3年以上の管理経験、ここの読み方が、管理経験は何の管理経験かというのが、精通していることと管理経験という二つの要件がということですか。

團藤課長 管理経験を有している人が一人いることが望ましいですし、実務に精通している人がいることが望ましいわけですが、今回の試行をやってみますと、管理者が実務に精通していればすべて丸くおさまると。だからお一人の方がやれば良いわけですが、先ほど申し上げましたように、最低一人必要だということで申し上げた登記事務を経験している者。これは例えば法務局で1年だけ勤務してやめた職員でもいいのか、あるいは3年だけ勤務してやめた職員でいいのかということがあると思いますが、私どもそうではなくて、自らの名前と責任でもって事務を処理できる立場の者に限りたいと思っております。そうすることによりまして、私どものかつて職員であった者、誰でも良いというわけではなくて、登記官としての経験を有する者ということにすることによりまして、一人で十分賄えると思えますし、司法書士さん、土地家屋調査士さん、これはお一人で全くやっておられるわけではございませんで、補助者を多数抱えて事務所としてやっておられるわけです。したがって、司法書士さん、あるいは土地家屋調査士さんというのは、まさに司法書士業務、土地家屋調査士業務をやる限りにおいてはまさに管理者としての経験を当然積んでおられるというように私ども考えております。

櫻井参事官 確認ですけど、これ、今までのご提案と若干変えられるというご趣旨ですね。今までは3年登記制度に精通し、管理経験を有する担当者と3年以上の実務経験を有する担当者の最低その2人、2種類の方がいらっしゃるなければいけないというご提案だったのを、今日のご説明はそうではなくて、それに替えて、ここにいう登記所における事務とか司法書士として行った業務等々についての実務経験を有する方がいらっしゃるということにここはお考えを変えられたというご趣旨ですか。

團藤課長 変えたというか、サブスタンスの部分特定したということですか。

櫻井参事官 これは場合によっては要項の書き方もこういうようにお変えになるというご趣旨ですね。

團藤課長 要項の書き方はまたいろいろご指導いただきながら書きぶり等については考

えて参りたいと思います。

櫻井参事官 必ずしもこのままではないというご趣旨ですね。

團藤課長 私どもはサブスタンスとして、先ほど申し上げました、ありていに言えば、登記官としての経験が3年以上の者、あるいは司法書士、土地家屋調査士としての実務経験3年以上の者、あるいはそれを通算しても結構ですけれども、そういった方あるいはそれと同等と認められる方が最低一人はいるだろうと。それをサブスタンスとして押さえた上で、実施要項上どう表現するかは、今後また表現ぶりとして詰めさせていただきたいと。サブスタンスはそういうことだということです。

小林副主査 再委託をすることを認めるというところですけども、ここでそうすると、そういう資格要件というのを少しは緩和なさっても、ある程度、一定あると思うのですが、再委託してないところとの評価において、そこで同じ土俵というか、再委託しないで、そういう方を備えているところというのは評価のほうが高くなってしまふという懸念はないのかということと、再委託を認めることによって、管理上不都合が生じる、そういう可能性はお考えになってないのですか。

團藤課長 まず評価の面でございますが、私どもが一番重視しておりますのは、そういう人材が一人以上いるということでございますので、それが自前なのか、再委託なのかというのは、これはまさに受託事業者の側のコスト問題になってくるのだと思います。ですから、それを評価のポイントとして考える上では多分イーブンになるのではないかとと思うのですが、再委託の場合には、一般論として申し上げれば、再委託契約の安定性の問題がございますですね。そこがやはり注意が必要かと思えますけれども、そのところがきちりとした契約関係を結べるということであれば、実際の従事者につきましても、賃金職員というのでしょうか、ハローワークで人を集めてくるというようなときに、その人がすぐやめてしまうかもしれないというような不安定性はあるわけですけども、そこは受託事業者の側で一生懸命ご工夫をいただく部分なのだろうと思っています。

ただ、海のものとも山のものともつかない、再委託をしますからというだけの状態でいいのかどうかというのは、それは入札の段階では当然關心にはなってくると思いますけれども、具体的に再委託契約が締結できる具体的な見通しがあるのだということまでいっていただけるのであれば、それは大丈夫なのではないかと思っております。

渡邊委員 今のご説明ですと、最低1名以上ということで、1名確保できれば参加資格があるというふうにご説明伺っていると理解したのですが、実際に要項案のところを見ると、さきの者を 名以上配置する、さきの者を 名配置するで、やっぱり配点が、加点が相当違ってくるのかというのがあって、ここのご説明では、人数については、各対象登記所規模によって異なる。これはある意味当然なことかもしれないのですけれども、ただ、これが例えば大量に採用したところが圧倒的に有利になるということになると、大変言葉は悪いのですが、まるで天下りというか、退職された方を探したものの勝ちみたいに一般的に受けとめられるおそれもあって、それは逆にこの制度のリプテーションというか、大

きなりスクになる可能性もあるので、このあたりを加点といいますか、重要性というか、プライオリティの置き方について、ご説明を少し伺いたい。

團藤課長 どの程度の専門家というか、実務経験者が必要か、規模の小さい登記所と規模の大きい登記所とで同じ人数でいいのかというのは、これまた個別事情があるのだと思います。先日、一部の委員の皆さんには東京法務局を見ていただきましたが、非常にお客様・来庁者が多いところであり、また厄介な案件も多いところだと思います。そういったところはその規模に応じた人数がきつと出てくるのかなと思うわけですが、ただ、それはむしろその規模に応じて必要と思われる人数をどう設定するかの問題でありまして、その人数よりも多い人数を確保したから、それが加点だというふうには扱わないと。つまりこれだけの人数が必要だということであれば、それを用意していただきたい。それ以上、用意されたところはよりスムーズに事務が運ぶ。そうすることによって事務処理のロスが少なく、民間事業者サイドとしての、ある意味のトータルとしてのコスト削減を図れるというふうには経営判断としてお考えになるのであれば、それはどうぞということになるのではないかと考えております。したがって、私どもとしては、ミニマム基準というのでしょうか、登記所の規模に応じた適正な基準を設けて、それを満たしていただければ、それはそれで十分だという方向で考えたいなと。

実施要項の案は、既にお示ししているものもございませけれども、その後、いろいろ私どもも試行の結果などを踏まえ、日々常に見直しを行っているところでございます。そういった意味で、お渡ししております案は、私どもの主観的な位置づけからすると、かなり過去のものになりつつありまして、若干そこで、私どもの頭の中との齟齬はあるのかもしれませんが、今後そういった点も含めて平場で考えてまいりたいと思っております。あの案にこだわるつもりはございません。

渡邊委員 そうしますと、何年以上にして、加点の加点をすごく累進的にするとか、そういうやり方は必ずしも必要ないというお考えでしょうか。

團藤課長 そうです。

渡邊委員 わかりました。

櫻井参事官 逆に言うと、規模によって最低必要な数が一人ではないところが出てくるということですか。

團藤課長 はい。

櫻井参事官 それが実情の入札参加資格になるということですね。そうすると、ここで一人とお書きになっているのは最小規模一人ということで、規模によっては複数名が必要なことが入札参加資格の前提になると、こういう理解ですね。

團藤課長 入札自体は各局単位で行いますので、その各局単位でもって、どういう登記所を対象としているのかということに応じて設定をしていくことになるかと思っておりますけれども、今回 22 の登記所は本局ではありますが、東京法務局の本局と、具体的に名前挙げると支障がありますから、地方の地方法務局と本局とで取扱事件数、お客様の来庁者数、

それがイーブンだとは到底思えないものでありますので、そこはそういう局の実情に応じた適正規模があるのではないかと考えております。

紺野民事調査官 それと東京法務局をご覧いただいておりますかと思えますけれども、不動産登記部門と法人登記部門がああいう形で階層別の業務処理をしなくてはいけないときには、果たしてそこで一人で十分できるのかどうかということもございまして、そういったところも踏まえた上での設定という形になろうかと思えます。

團藤課長 今、話があったのですけれども、加点というのも努力した成果がどうかというのもあるのかなという意見もあるようですので、そのところは今後また詰めていきたいと思えます。その決定的なものにはしたくないと思っておりますが、例えば、非常に微妙なところがありますね。1人ではちょっと心もとないけど、2人いればきっと大丈夫だろうなど。でもここで2人を設定しちゃうと、ちょっと間口を狭めすぎちゃうというレベルのところについて、つまり1.5人ぐらいが適正規模でないかと思われるところについて、2人を用意されたところと1人のところとで同じ評価で良いのかというような場合もあるのかもしれません。そういった意味では、先ほど委員ご指摘のように、人数を増やせば増やすほど累積的に加点されるというような方式は全く考えておりませんが、登記所の規模によりまして、実務経験者1人で何とかならないかなと思うのだけれども、2人が欲しいなど、だから強いていえば1.5人かなというようなところについて、うちは2人用意できるよというところがあれば、それはその努力を是とするということはあってもいいのではないかと考えております。

そういった意味で、決定的な累積的なものは考えていないわけですが、そういう微妙なところのバランス調整のような加点事由というのは、今後あり得るものとして、具体的な登記所の規模をも踏まえつつ検討していくことになろうかと思えます。

渡邊委員 多分そこは具体的なミニマムの人数の設定が現実的なものなのかどうかという点と、累進性を、あまり過大な累進性を認めないというところの具体的な基準設定のところの話かなという気もいたします。

團藤課長 とにかく累進性は全く考えておりません。多ければ多いほど高い点がとれるということは考えておりません。

榎谷主査 たくさんとればとるほど点数がとりやすいということはないですね。

團藤課長 もちろんです。

櫻井参事官 規模別の最低人数みたいなものも実施要項の中にお書き込みになることを今考えておるとのことですね。実施要項ができるまでの間に具体的な数字がないと、それこそどのくらいハードルが高いかどうか、事業者の方は分からないと思うので、監理委員会においても、恐らくそこが適正かどうかのご判断があると思えますが。

團藤課長 最終的には、入札自体は各局の単位で行いますので、実施要項は来年度で申しますと22の実施要項ができあがるというように考えております。

櫻井参事官 実施要項のそれぞれについて何人必要だというのが書かれるという理解で

よろしいのですか。

團藤課長 そうしませんと、実施要項の体をなさないと思っておりますので。

櫻井参事官 それができるまでにその数字なんかもお示ししていただけるという、そこもご覧にならないと、多分それが良いのかどうかというご判断ができないところがあると思います。

渡邊委員 横断的な基準といえますか、規模と案件取扱い件数で登記所についてみれば、何人かということですよ。

團藤課長 今、調査官から申し上げましたように、その二つの要素だけではなくて、場合によって、二つの窓口を設けざるを得ない。つまり庁舎事情からいって、乙号の窓口を一つに固めることができるような庁舎事情であれば、私どももできるだけお客様の便宜を考えれば、そのほうが良いとは思っているわけですが、私どもも非常に限られた庁舎事情の下で業務を行っておりますので、場所によっては商業と不動産とでフロアを別にしなければいけないというようなところも出てこないとも限りません。そういったところは、ある意味、事件数は2人置くほどではないかもしれませんが、物理的にそれぞれのところに1人ずつは必要だということで2人となるというようなこともあるかと思われます。そういったことも含めまして、具体的にどういう考え方でこの人数となるのかというあたりはきっちりとお示すべくこれから検討してまいりたいと思っております。

逢見委員 今手元にある実施要項(案)でいくと、加点項目に委託実績というのがあって、官公庁で相談窓口業務をやっていたかどうかと。これがなぜ必要なのかということと、これを入れた場合に、過去に随意契約で一部委託をやってきた団体があって、他は全くそういうことはなかったとすると、それによって有利・不利が出てくるのではないかと思うのですが、委託実績というのはなぜ必要なのですか。

團藤課長 これは官公庁における窓口業務でございますので、これは何も登記所というふうに私ども限定するつもりはございません。例えば市町村における戸籍窓口などでの対応等もされている業者さんもいるのではないかと思いますし、そういった意味で広く、要はおお客様の接遇の関係でそういった実績あるところであればより安心できるということを表したにすぎないのです。委員の皆さんもひと昔前、私も学生時代そうだったのですが、登記所というのは接客態度ワースト1やワースト2を争っていた時期がございましたが、そういったのをしっかりと改めるということで、私どもも大分窓口サービスの改善を図ってまいりまして、最近ご利用いただいたことのある方であれば、ひと昔前からは想像できない状態になっていると評価いただいていると自負しておりますのでございますが、そういった点も含めまして、公共サービスの提供窓口で相談とか窓口業務の実績あるところは、まさにそういう意識を持った対応をよりとっていただけるのではないかとことを慮ったものでございます。

小林副主査 官公庁においてというふうにするとかかなりの限定がついていると考えますけど、一般民間の窓口相談という意味ではないかと思いますが、如何ですか。

榎谷主査 例えばコンビニとかですね。

團藤課長 コンビニですか。一応民間事業者の方に担っていただきますが、私どもの乙号事務、これはあくまでも国の事務をやっていただくということなので、そういった意味で公共性の要素を慮ったものとなっております。この点も含めまして、また今後さらに、今委員のご指摘もございますので、さらに私どもも問題意識を持って検討してまいりたいと思いますが、私どももこれを実施要項の案の中に盛り込んだ心はそういうところです。

佐藤専門委員 これは念のための確認ですけれども、法務局を前回拝見させていただいたところ、法務省の職員の方と民間の受託者の方が混在して働いておられるような職場というふうに受けとめたのですけれども、今回乙号事務を出すに当たって民間事業者に受託した場合に、法務省の中から何か業務上の指揮命令みたいなことを出す場面というのは一切ないのですか。

團藤課長 窓口も壁でもって仕切って、独立の形でやっていただくことを考えています。

佐藤専門委員 そうすると競争参加資格者は、業務請負の要件に対するとか、人材派遣業のとか、そういうことは一切必要ないのですか。

團藤課長 請負契約の形になりますので、逆に申しますと私どものほうから、受託従業者に対して個別に指揮命令を行いますと労働者派遣法違反、労働関係法規に違反してしまうことになります。そういった疑念を招くことは本意ではございませんので、そういった意味でも明確に区分をいたしまして対応したいというように考えております。

榎谷主査 先ほど民間の方のヒアリングしたのですが、当然どの程度の量が、施設なり時間帯でどう変動されるかということと、量だけではなくて質、困難な案件でどんなような内容のものがどの程度あるのか。どういう専門家を置いておかなければいけないかというようなことがわかれば対応ができるという、そんなようなことの情報開示もしていただきたいというような要望がありますけれども。

團藤課長 取扱事件数、過去の実績、年間ベースではとっておりますので、ホームページ等を工夫しまして前広に情報提供いたしたいと思っておりますし、実はこの登記、証明書発行事務、非常に波がございまして、繁忙期と繁忙期ではない時期とがございまして。例えば実は事前研修に充てていただく期間というのは、実は超繁忙期でございまして、年が明けてから3月いっぱいというのはちょうど確定申告の時期で一番むちゃくちゃ忙しい時期なのですが、そういった時期にどのくらいあるのか。そういうサンプル的なデータを抽出してご提供したいと。あるいは時間帯によりまして、そういった時間帯にお客様が多いのかというあたりも含めて、これはサンプル調査になりますが、提供したいと思っております。

クォリティの中身の問題、これはいつ出てくるかというのは分かりません。

榎谷主査 量まで、どんな案件があるかぐらいでいいと思うのですが。

團藤課長 要は地図の閲覧がどのくらいあるのかとか、カテゴリー的に一番一般の方々でもファミリアではないのが地図の閲覧部分だろうと思っておりますので、そういった部分がどのくらいあるのかというのはもしわかれば、サンプル調査的なものになるかもしれません

が対応したいと思っております。

榎谷主査 恐らく量とかについて質問があって、どういう専門家をどの程度配置するのかということについて、コスト等の見積りに大いに関係すると思いますので、その情報提供ですね。

團藤課長 これは法務省ホームページの準備等ができて、データが取りそろえられればできるだけ早い段階で法務省ホームページを見ていただければ、そういったデータをご覧になっていただけるようにしたいと思っております。

榎谷主査 ありがとうございます。まだ色々ご質問があると思いますが、今日は時間が過ぎてしまいましたので、これにて意見交換を終了したいと思います。

法務省におかれましては、本日の議論を踏まえまして、事務局との間で実施要項（案）の修正などにつきましての調整を進めていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

團藤課長 どうもありがとうございました。また、どうぞよろしく願いをいたします。

（法務省退室）

榎谷主査 事務局から何か連絡事項がございますか。

事務局 1点だけ連絡させていただきます。求人開拓事業の入札不調実態調査で明らかになった課題の今後の検討についてですが、先日6月26日の監理委員会で、入札不調に関する実態調査の結果を報告させていただきました。お手元に資料4と書いてある「求人開拓事業の入札不調実態調査結果について」という資料があると思いますが、この資料の中の2.の主な検討課題ということで、5項目の検討課題を挙げております。そのうち、とにつきましては、入札全般に関する事項ということで、今後入札監理小委員会で検討していくということが監理委員会で確認されましたので、今後この議題については入札監理小委員会の場で検討していただくこととなりますので、よろしく願いをいたします。

詳細につきましては、また先生方にご相談させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

榎谷主査 ありがとうございます。それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたします。